

海洋投棄に関する規制強化へ 廃掃法施行令改正案



環境省は、ロンドン条約よりも海洋投棄ができる廃棄物の範囲を限定する、同条約の「1996年議定書(注1)」が2006年3月に発効したことに対応し、「廃棄物処理法施行令」や関係省令の改正を考えており、06年8月24日に、これらの改正概要案を公表し、これらの案について06年9月23日まで意見の募集(パブリックコメント)を行うことになりました。

主な改正の概要は以下の通りです。

- (1) 「96年議定書」で海洋投棄が禁止された一般廃棄物の「廃火薬類」や、「不燃性一般廃棄物」を海洋投入処分ができる廃棄物から削除し、新たに全一般廃棄物の海洋投入処分を禁止する規定を置くこと
- (2) 「96年議定書」上は海洋投棄できるが、全量を陸上で処分することが可能な「公共下水道・流域下水道から除去した汚泥(産業廃棄物)」を海洋投入処分ができる廃棄物から削除すること
- (3) 「96年議定書」上は海洋投棄できる「動植物性残さ」・「家畜ふん尿」のうち、油分や有害物質の含有基準を満たさないものを海洋投入処分の対象から除外すること
- (4) (3)に対応した含有基準の内容を「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」、「廃棄物処理法施行令」にもとづく「油分を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の中で設定すること
- (5) 廃棄物の排出海域・排出方法を定める「廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令」から(1)で海洋投入処分ができなくなる廃棄物についての規定を削除すること

またこれらの施行期日は平成19年4月1日を予定しています。

当社では産業廃棄物等に関する金属等、基準項目の分析も行っております。どうぞお気軽にご相談ください。

資料 2006年8月24日付 環境省 HP/EIC ネット

機器分析箇所 竹下尚長